

岐阜市ふるさと納税の返礼品事業者及び返礼品登録要領

令和4年9月1日決裁
令和6年8月29日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度を活用した本市への寄附者に対し、岐阜市の魅力を発信する返礼品を提供することを通じて、本市のシティプロモーションを推進するため、寄附者への返礼品の提供事業者（以下「返礼品事業者」という。）及び提供する品、サービスの募集その他の手続に関し、返礼品事業者及び返礼品の登録において必要な事項を定めるものとする。

(岐阜市ふるさと納税事務局)

第2条 市は、返礼品事業者及び返礼品の登録事務手続き等の業務を、「岐阜市ふるさと納税事務局」として、公募型プロポーザル方式等により決定した受注者（再委託先を含む）に委託するものとする。

(登録の申請及び通知)

第3条 返礼品事業者及び返礼品の登録申請を行う者（以下「申請者」という。）は、岐阜市ふるさと納税返礼品事業者登録申請書（様式1）、または岐阜市ふるさと納税返礼品登録申請書（様式2）及び市長が別途定める書類を岐阜市ふるさと納税事務局を通じて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、申請書の内容を審査し、登録の可否を決定し、その旨を岐阜市ふるさと納税事務局を通じて申請者に通知するものとする。
- 3 返礼品事業者は、返礼品事業者の登録若しくは返礼品の変更又は廃止を希望する場合には、岐阜市ふるさと納税返礼品事業者の登録若しくは返礼品変更・廃止申請書（様式3）を岐阜市ふるさと納税事務局を通じて、市長に提出するものとする。

(審査会)

第4条 返礼品事業者及び返礼品の登録について審査するため、審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、市長公室広報・シティプロモーション戦略審議監をもって充てる。
- 4 委員は、市長公室広報広聴課長、ぎふ魅力づくり推進部観光コンベンション課長、経済部商工課長、経済部農林課長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第5条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、やむを得ず会議に出席できない委員に対し、書面により審査を行わせ、会議における審査に代えることができる。

3 委員長は、返礼品事業者及び返礼品の内容に応じ、関係部局の担当課長その他委員長が必要と認める者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、市長公室広報広聴課において処理する。

(登録の方法)

第7条 岐阜市ふるさと納税事務局は、登録申請内容について審査会の審査を経て、登録事業者番号及び返礼品番号を付与し登録するものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、岐阜市ふるさと納税事務局若しくは申請者（以下「申請者等」という。）がこの要領の規定に違反し、又は偽りその他不正な手段により掲載の決定を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定による取消し等により申請者等が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(返礼品の責任)

第9条 返礼品の内容に関する一切の責任は、申請者等が負うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行し、令和4年10月1日以降に新たに申請する返礼品事業者及び返礼品から適用する。

附 則

この要領は、令和6年8月29日から施行する。